

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成30年度 寄居町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	11	11,000	14	11,000	0	0
1	31	アンチモン及びその化合物	1	11	5,200	15	5,200	0	0
1	53	エチルベンゼン	2	5	91,000	7	65,000	0	26,000
1	80	キシレン	5	1	247,200	3	125,200	0	122,000
1	83	クメン	1	11	610	28	610	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	11	4,300	16	4,300	0	0
1	239	有機スズ化合物	1	11	3,300	17	3,300	0	0
1	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3,3,1,1(3,7)]デカン(別名 ヘキサメ チレンテトラミン)	1	11	2,100	22	2,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	4	2	182,700	4	99,400	0	83,300
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	5	21,400	12	19,000	0	2,400
1	300	トルエン	3	3	438,000	2	188,000	0	250,000
1	302	ナフタレン	1	11	1,800	23	1,800	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	11	1,500	24	1,500	0	0
1	349	フェノール	1	11	1,200	26	1,200	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	11	2,500	20	2,500	0	0
1	392	ノルマルヘキサン	2	5	134,000	6	41,000	0	93,000
1	400	ベンゼン	2	5	25,700	11	8,700	0	17,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	11	2,200	21	2,200	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	11	3,100	18	3,100	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	11	1,500	24	1,500	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	3	3	145,000	5	15,000	130,000	0
3	3	イソオクタン	1	11	59,000	9	59,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	5	553,000	1	553,000	0	0
3	14	ジエタノールアミン	1	11	520	29	520	0	0
3	33	ニブトキシエタノール	1	11	50,000	10	50,000	0	0
3	35	メタノール	1	11	17,000	13	17,000	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	11	930	27	930	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	11	3,100	18	3,100	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	5	85,600	8	85,600	0	0
		合計	—	—	2,094,460	—	1,370,760	130,000	593,700

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。